

商工業振興資金をご存知ですか。

産業環境課 内線277

◆ご利用できる方

愛知県内に事業所または営業所を有し、事業を営んでいる個人、会社、医療法人および企業組合

◆ご利用の条件

種類	通常資金（振 シン）	小規模企業資金（振小 シンショウ）
対象	従業員50人（商業・サービス業30人）以下の中小企業者	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の中小企業者
金額	4,000万円以下	1,250万円以下
期間および貸付利率（H20.4.1現在）	運転資金 2年以上3年以内 年1.7% 4年以上5年以内 年1.8% 6年以上7年以内 年1.9% 設備資金 2年以上3年以内 年1.7% 4年以上5年以内 年1.8% 6年以上7年以内 年1.9%	運転資金 2年以上3年以内 年1.5% 4年以上5年以内 年1.6% 設備資金 2年以上3年以内 年1.5% 4年以上5年以内 年1.6% 6年以上7年以内 年1.7%
資金使途	事業上の運転資金または設備資金	
返済方法	原則として据置6か月の均等分割返済	
貸付形式	証書貸付	
担保	保証合計額が8,000万円以下の場合は、原則として要しません。 (注) 保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。	
連帯保証人	次の場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 ①実質的な経営権を持っているかた、営業許可名義人または申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。 ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合。 ③申込者が組合の場合で、代表理事以外の理事から連帯保証の申し出がある場合。 (注) 組合からの転貸資金の申込みの場合は、上記にかかわらず、代表理事に加え、転貸先の組合員（組合員が法人の場合はその代表者）の連帯保証が必要です。	

◆申込先および取扱金融機関

下記の金融機関または産業環境課で申込手続をしてください。

- 銀行 三菱東京UFJ（犬山）、大垣共立（扶桑）、名古屋（扶桑）、岐阜（扶桑）、愛知（大口）
- 信用金庫 いちい（扶桑・柏森）、岐阜（扶桑）、東濃（犬山）

◆その他

- 商工業振興資金を利用されると信用保証料、支払利子の一部を扶桑町が助成します。
- 本資金を計画以外に流用されますと、融資を取り消されたり、次回から融資が受けられなくなる場合があります。
- 申込後に役場産業環境課から簡単な事業の実態調査をさせていただくことがあります。
- 平成20年8月末豪雨で被災された事業者については、平成20年11月27日まで商工業振興資金（災害復旧資金）が設けられていますので、上記の金融機関または産業環境課にご相談ください。